

伊東市告示第 2 2 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 1 0 月 2 3 日

伊東市長 杉本 憲也

1 送達すべき書類

地方税法第 3 2 9 条に基づくもの

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

佐伯 昇三

深田 美咲

田代 高章

CHEN YONG JIE

HUANG ZHI JIE

CHIEN CHIA CHUN

3 公示送達する理由

送達を受けるべき者の住所（居所）が不明のため

（注意）

地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

なお、当該書類は伊東市役所総務部収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。